

損害賠償の額を定め和解することについて

下記のとおり損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年6月4日 提出

霧島市長 中 重 真 一

記

1 損害賠償の相手方

住 所 福岡県八女市今福1061番地1

氏 名 三和ロジコム株式会社 代表取締役 川口 廣洋

2 損害賠償の額 金1,150,676円

3 和解内容の趣旨

- (1) 本件事故による損害賠償金として、本市は相手方に対して、1,150,676円を支払うものとし、相手方は当該損害賠償金のほか本市に対して請求しないものとする。
- (2) 今後、本件和解に関し、双方とも異議の申し立てや訴訟は一切行わない。

(提案理由)

平成29年11月28日（火）午前5時46分頃、和解相手方が所有する箱型荷台のトラックが牧園町宿窪田3267番26先の市道宿窪田線を犬飼方向に走行中、市有地から市道上に張り出していた木に箱型荷台の左側上部が衝突し、これを損傷したため、過失割合に応じてその損害を賠償し、和解しようとするものである。

(別紙)

事 故 概 要

- 1 事故発生日時 平成29年11月28日(火)午前5時46分頃
- 2 事故発生場所 霧島市牧園町宿窪田3267番26先 公衆用道路
- 3 当事者(甲) 霧島市国分中央三丁目45番1号
霧島市長 中重 真一

(乙) 福岡県八女市今福1061番地1
三和ロジコム株式会社 代表取締役 川口 廣祥

- 4 事故の概要 和解相手方が所有する箱型荷台のトラックが牧園町宿窪田3267番26先の市道宿窪田線を犬飼方向に走行中、市有地から市道上に約3.5m~3.6mの高さで張り出していた木に箱型荷台の左側前上部が衝突し、これを損傷した。
- 5 過失割合 甲80% 乙20%
- 6 損害賠償金額 金1,150,676円

平面図

